

議第134号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。